

特定非営利活動法人音楽カレッジみゅう運営

地域生活支援事業

移 動 支 援

ヘルパーステーションみゅう

「重要事項説明書」

令和元年 10月版

「地域生活支援事業」

移動支援事業

ヘルパーステーションみゆう・重要事項説明書

1 事業者

名 称	特定非営利活動法人音楽カレッジみゆう
所 在 地	神奈川県小田原市寿町1-7-3
電話・FAX番号	0465-43-9181(総合)・FAX:0465-43-9182
代表者指名	美濃島恭一
設 立 年 月	平成19年6月18日

2 事業所の概要

事業所の種類 及び番号	居宅介護	1412300640
	重度訪問介護	1412300640
	同行援護	1412300640
	移動支援	1472300375
事業の目的	身体・知的・精神障害者にかかわる福祉サービスの提供	
事業所の名称	ヘルパーステーションみゆう	
事業所の所在地	神奈川県小田原市久野700-2	
電話・FAX番号	Tel:0465-43-9181 FAX:0465-43-9182	
管理者氏名	近藤信江	
事業所の運営 方針について	利用者及び介護者の方が安心して日常生活を営む ことができるようなサービスの提供につとめます。	
開設年月日	平成22年10月1日	
事業所が行っている 他の事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく、居宅介護、重度 訪問介護、同行援護 介護保険法に基づく、訪問介護・国基準訪問型サービス 児童福祉法に基づく、放課後等デイサービス 自家用車福祉有償運送	

3 事業実施地域

* 移動支援: 小田原市、南足柄市、箱根町

4 営業日及び時間(事業所営業日及び時間)

営 業 日	月曜日から金曜日
営業時間	9:00~18:00(受付時間)
年間の休日	土曜日、日曜日
年末年始休暇	12月30日~1月3日

* サービス提供時間等は上記営業時間とは違います。

* サービス提供時間等は別紙利用契約説明書等に記載ほかご相談に応じます。

5 職員体制

職 種	人員基準	業務の内容
管理者	1	事業所全体の管理
サービス提供責任者	1	サービスの調整
従事者(兼務)	3以上	実際の業務

6 サービスの内容と負担額

1、移動支援の概要

屋外での移動が困難な障害者に対して、障がいに応じたヘルパーを派遣し外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的としたサービスです。

2、サービスの形態

ヘルパー1人が利用者1人に対応する個別支援型とします。

3、支援の対象者

移動支援対象者は「屋外での移動が困難な障害者等」が対象であり、具体的には次のいずれかに該当する方です。

- (1) 全身性障害児者
- (2) 知的障害児者
- (3) 精神障害児者
- (4) 難病をお持ちの方

【利用者負担額関係】

上記サービスに係る利用料金として、市町村の定める障害者自立支援法に基づく介護給付等をその月の月額合計金額(利用者負担額)をお支払いいただきます。
(利用者様の諸条件により金額の相違がございますのでご了承ください。)

詳細は添付書類参照

★補足:2人のホームヘルパーによりサービスを行った場合に関して。

諸条件により、1人体制での介護が困難と認められ、利用者及び家族の同意のもと2人体制ヘルパーにてサービスを提供した場合は、2倍の利用負担をお支払いいただきます。

《サービス提供に要する実費負担額に関して》

障害者の日常生活を総合的に支援する法律に基づく給付内容以外にかかる経費に関しては実費をお支払いいただきます。

◎利用者負担額のお支払方法

* 基本的なお支払い方法は金融機関口座から自動引き落とし(または現金)させていただきます。

◎利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に利用者の都合により、「居宅介護計画」で定めたサービスの利用を中止または変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後6時(事務所営業時間内)までに当事業者にお電話等で申し出てください。

② 利用予定日の前日までに利用中止の申し出がなく、当日にその申し出がされた場合、下記のキャンセル料金が発生する場合があります。ただし、利用者の利用者の体調不良等でやむをえない場合はキャンセル料は発生しません。

1、利用予定日の前日までに申し出があった場合。	無 料
2、利用予定日の前日までに申し出がなかった場合。	利用者負担相当額

③ サービス利用の変更・追加は、利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。この場合は、他の利用可能な時間を利用者に提示します。

7 サービス利用に関する留意事項

1、サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交代しサービスを提供させていただく場合があります。その場合は利用者に説明するとともに、サービス利用上不利益が生じないよう配慮致します。また、利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできません。

2、サービスは「各サービス計画」に基づいて行います。サービス提供にあたっては、利用者様のご要望等又は状況等に十分配慮します。

3、サービス実施のために必要な設備、備品等（＊水道・ガス・電気・衛生用品・事務連絡等の電話借用などです）は無償にて使用させていただきます。指定の衛生用品等は、あらかじめ「各サービス計画」作成時、もしくは実際のケアの時点にご利用者様とご相談致します。

4、サービス内容の変更については、訪問時に利用者の体調等の理由で予定されたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、当事業所に連絡の上、サービスの変更を致します。その場合、変更したサービス内容と時間に応じて算定した利用料金を請求いたします。

5、受給者証の確認をさせていただきます。また、契約中で受給者証の内容に変更が生じた場合にはすみやかに事業所にお知らせください。（受給者証の写しを取らせていただくほか、受給者証の確認等が生じた場合、提示くださいますようお願いいたします）

8 ホームヘルパーの禁止行為に関して

＊ サービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- 医療行為
- 利用者もしくはご家族の金銭・預貯金通帳・証書・書類等のお預かり
- 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- 飲食・喫煙及び会食等

（外出介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます）

- 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為。

（利用者または第三者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除く）

9 苦情等の受付について

ヘルパーステーション みゆう	所在地	小田原市久野700-2
	電話番号	0465-43-9181
	FAX番号	0465-43-9182
	受付時間	午前9時～午後6時まで
	窓口担当	美濃島恭一
小田原市障害福祉課	所在地	小田原市荻窪300
	電話番号	0465-33-1467
	FAX番号	0465-33-1317
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分まで
南足柄市福祉課	所在地	南足柄市関本440
	電話番号	0465-73-8047
	FAX番号	0465-74-0545
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分まで
箱根町健康福祉課	所在地	足柄上郡箱根町湯本256
	電話番号	0460-85-7790
	FAX番号	
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分まで

神奈川県障害福祉課	所在地	横浜市中区日本大通り1
	電話番号	045-210-4713
	FAX番号	045-201-2051
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分まで

障がいサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者) 特定非営利活動法人音楽カレッジみゆう

事業所所在地 小田原市久野700-2

事業所名 ヘルパーステーションみゆう

電話番号 0465-43-9181

説明者

㊞

前記のとおり「重要事項説明書」の説明を受け、内容を承諾し、交付を受けました。

令和 年 月 日

〒

(利用者) 住 所

電 話 携帯

氏 名

㊞

(代理人または保護者) 利用者との関係()

〒

住 所

電 話 携帯

氏 名

㊞